

(TOP/TOE資格認定者のための)

TOP/TOE資格登録更新の手引

一般社団法人交通工学研究会

資格委員会

2014年 4月 修正版

内 容

1. はじめに	1
2. 登録資格更新の考え方	2
3. 更新に必要なCPD単位の登録と認定	4
4. 資格更新手続き	5
5. 更新に関わる特例措置について	6
6. 登録資格更新に関するFAQ	7
7. 連絡先・問合せ先	9
[参考]登録資格更新申込書	10

1. はじめに

平成 16 年度に発足した交通工学研究会認定 TOP/TOE 資格制度では、取得資格に 4 年間の有効期限が設けられています。取得した資格の更新を希望する場合には、所定の継続研鑽（CPD: Continuous Professional Development）単位を取得していることが条件となっています。

この「TOP/TOE 資格登録更新の手引（以下、「更新の手引）」は、「交通工学研究会認定 TOP 及び交通工学研究会認定 TOE 登録規則」と、これにもとづく CPD 単位取得に関する考え方と実際を整理した『TOP/TOE 資格認定者の CPD 課題と達成目標に関するガイドライン』と連携しつつ、その資格登録を更新する方法、および更新にあたって留意すべき点などを記載しています。

第 1 回 TOP 資格試験は平成 16 年(2004 年)12 月に行われ、平成 17 年(2005 年)2 月に第 1 回 TOP 資格試験の合格者が発表されました。平成 20 年度末(2009 年 3 月)には、この第 1 回 TOP 資格試験合格者の資格有効期限満了日を迎えました。この間、CPD 制度や資格更新のあり方について、交通工学研究会・資格委員会において継続的にそのあり方や詳細について検討され、制度上の不備や資格保有者からの要望・意見などを踏まえて、より分かりやすい、資格保有者にとって合理的な資格制度の枠組みとなるように修正を進めてきました。

その結果、平成 20 年(2008 年)6 月に、資格有効期間の考え方や、CPD 単位の認定方法、更新手続きの方法などについて、一部の規則や手引の見直しを行いました。この「更新の手引」は、こうした経緯を踏まえて、資格登録者にとって分かりやすい「手引」となるように編纂されたものです。

さらに平成 23 年(2011 年)7 月からは、株式会社 ICS コンベンションデザイン(以下、ICS)に資格制度事務業務の代行を委託するのに伴い、資格登録者ご本人が WEB サイトで CPD 単位を管理するにあっても、基本的なサポートを ICS が行うことになりましたので、その部分を修正・加筆いたしました。さらに資格が停止しても 4 年後までに必要な CPD 単位に達すれば再び資格を取得できるように制度改定を行いましたので、この点についても加筆しました。

この「手引」には、継続研鑽を踏まえて、資格登録者が資格登録の更新に必要な所定の手続き内容について解説してありますので、資格の更新にあたっては、この「更新の手引」を十分に熟読するようにしてください。

一般社団法人交通工学研究会 資格委員会

2. 登録資格更新の考え方

登録の有効期間は、登録証の交付日（登録証記載の年月日）から有効期間満了日までとなります。有効期間満了日は、登録証交付日から4年を超えない最後の3月31日までとなります。なお、試験合格後の最初の資格登録は、合格以降最初の4月1日から4年以内に行う必要があります。また、更新した場合の次の有効期間満了日は、原則として更新から4年後の3月31日となります。

「登録資格更新申込書」の提出期限は、原則としてこの登録資格有効期間満了日の1ヵ月後までです。この場合、新しい登録証の発行などに1ヶ月ほどかかりますが、更新後の新登録証の交付日は満了日の翌日の4月1日まで遡りますので、登録資格として有効な期間は連続するように設定されます。

具体的に、登録証の交付日、登録有効期間満了日と更新の申込期限を表にまとめると次のようになります。

登録証の交付日	CPD 単位算入可能期間	登録有効期間満了日	更新の申込期限
2009/4/1～2010/3/31	登録証交付日～2013/3/31	2013/3/31	2013/4/30
2010/4/1～2011/3/31	登録証交付日～2014/3/31	2014/3/31	2014/4/30
2011/4/1～2012/3/31	登録証交付日～2015/3/31	2015/3/31	2015/4/30
2012/4/1～2013/3/31	登録証交付日～2016/3/31	2016/3/31	2016/4/30
2013/4/1～2014/3/31	登録証交付日～2017/3/31	2017/3/31	2017/4/30

なお、登録証のお届けには1ヶ月ほどかかりますので、CPD 単位が所定の単位に達している方は、2月末までに登録資格の更新申込みをするようにしてください。

またこうした登録期間満了日の変更に伴い、資格更新のために CPD 単位を算入できる期限も、合格後最初の4月1日から4年後の3月31日迄となりました。1回更新した後、その4年後までの登録資格を再度更新するために必要な CPD 単位の算入できる期間は、原則として更新が認定された4月1日からその4年後の3月31日迄となります。

ただし、登録資格停止期間に対する救済措置をうける場合には少し異なります。登録資格保有期間中に従事する業務が道路交通技術と全く関係のない部署に移った場合などに CPD 単位が不足したまま登録資格を更新できずに期間が終了すると、その時点以降の登録資格は停止してしまいます。しかしその後再び道路交通技術分野の業務に復帰した場合に、これまでのルールでは再度資格試験を受験して資格を得て頂く必要がありました。しかし、登録資格が停止してから4年以内であれば、その間に CPD 単位の不足分を取得して頂けば、所定単位に達した時点で資格登録の更新申請が可能となり、通常の更新手続と同様な手続により、再び登録が認められた日から4年を超えない最後の3月31日まで有効な資格を取得できることになりました。ただし、さらにその次の資格更新に必要な CPD 単位は、この資格取得以降に改めて積算して頂く必要があります。また、資格を停止してから再度資格を取得するまでは、資格保有者ではありませんのでご注意ください。

＜更新手続き＞

資格を更新するためには、従前の登録資格の登録/更新日から原則として有効期限満了日迄に所定の CPD 単位（TOP は 150 単位，TOE は 200 単位）を取得していただく必要があります。

事前に既に所定の CPD 単位数に達したことが事務局側で確認できた登録者には、あらかじめ事務局（実際には資格制度事務業務を代行する株式会社 ICS コンベンションデザイン（以下、ICS））より「登録資格更新申込書」をお送りします。従前の資格の期限が切れる 1 ヶ月前（2 月末日）までに、所定の必要書類と更新手数料を添えて「登録資格更新申込書」により申込をしてください。

所定の CPD 単位の確認が 2 月末日以降となった登録者については、3 月末日時点（有効期限満了日）までに取得できた CPD 単位を事務局で集計し、4 月上旬までに所定単位数に達したことをお知らせすると共に「登録資格更新申込書」をお送りします。この場合は、4 月 30 日までに「登録資格更新申込書」と所定の必要書類を揃えて申込をしてください。登録手続きが完了し次第、資格の更新日を 4 月 1 日に遡って認定します。

「登録資格更新申込書」と共に ICS よりお送りする案内にしたがって更新手数料の払込をしてください。詳細は「4.」をご覧ください。

なお、上記の期限を過ぎてしまいますと、従前の登録資格の有効期限満了日にてその登録資格は停止されてしまいます。しかし平成 23 年 7 月の制度改定により、従前の登録資格を停止されてしまった後でも、不足していた CPD を継続し、必要な CPD 単位数に達すれば、その時点で更新手続きを申し出ることによって、再び登録が認められた日から 4 年を超えない最後の 3 月 31 日まで有効な資格を取得することができるようになりました。ただしこの場合、従前資格を停止されてから再度資格を取得するまでは登録資格は停止中ですので、「登録資格者」として業務を行うことはできません。また、この方法で停止されていた資格を再度取得できるのは、停止後 4 年以内とします。4 年以上経った後に再度資格を取得するには、改めて資格試験を受験していただかなければなりませんのでご注意ください。

＜更新後の登録の有効期間＞

更新後の登録の有効期間は 4 年間です。たとえば、更新された資格の更新日が 2013 年 4 月 1 日の場合は、この日から 2017 年 3 月 31 日までこの登録資格は有効です。2017 年 4 月 1 日以降に有効な資格更新に必要な CPD 単位数は、これと同じ期間(2013 年 4 月 1 日～2017 年 3 月 31 日)における継続研鑽活動について認定されます。

＜特別な場合＞

資格登録有効期限満了日の前後に海外在住、怪我や病気、その他特別な理由により、指定の期日までに資格更新手続きが困難な場合には、特別な申し立てをして頂くことによって、事後に登録の更新申込をしていただいても資格を更新できる場合があります。この場合の手続きについては「5.」をご覧ください。

3. 更新に必要な CPD 単位の登録と認定

TOP の更新に必要な CPD 単位は 150 単位です。

TOE の更新に必要な CPD 単位は 200 単位です。

いずれも、原則としてその資格の登録が有効な期間内における CPD 活動が対象となります。

具体的に、登録証の交付日と CPD 単位の算入できる期間をまとめると次のようになります。

登録証の交付日	CPD 単位算入可能期間
2009/4/1～2010/3/31	登録証交付日～2013/3/31
2010/4/1～2011/3/31	登録証交付日～2014/3/31
2011/4/1～2012/3/31	登録証交付日～2015/3/31
2012/4/1～2013/3/31	登録証交付日～2016/3/31
2013/4/1～2014/3/31	登録証交付日～2017/3/31

CPD 活動として認められる研鑽形態、望ましい研鑽内容、研鑽のモデル、CPD 単位の申請方法の詳細については、『TOP/TOE 資格認定者の CPD 課題と達成目標に関するガイドライン』（→資格制度の WEB サイトの「継続研鑽（CPD）制度」のページに掲載されています）をご覧ください。

<CPD 単位の登録>

2010 年 6 月より、TOP/TOE の各資格者の方の CPD 単位の WEB 上で申請、確認できるシステムが稼働を開始しましたので、今後はこの WEB システム上で、原則としてすべての CPD 単位について個人で CPD 単位の管理して頂きます。

TOP/TOE CPD 登録システム：資格制度の WEB サイトの「継続研鑽（CPD）制度」のページから辿ってください。

この WEB サイトには、資格登録時にお知らせした ID でログインして頂きます。ここでは、CPD 単位の申請、パスワードの変更、申請 CPD 単位の確認、などが可能です。継続研鑽を行った内容について随時このサイトを用いて CPD 単位の申請して頂き、資格委員会による単位の承認結果を適宜モニターしていただきながら、自ら継続研鑽の種類や量を確認して下さい。こうした活動を通して、技術者としての資質の維持・向上に努めて頂くとともに、資格更新に必要な単位数を取得できるよう、計画的・継続的に取り組むようにして下さい。

さらに 2011 年 7 月からは、資格制度の事務を交通工学研究会事務局(以下、JSTE 事務局)より、株式会社 ICS コンベンションデザイン（以下、ICS）に委託することになりました。

株式会社 ICS コンベンションデザイン

〒101-8449 東京都千代田区猿楽町 1-5-18（千代田ビル）

TEL 03-3219-3609 Email jjstc@ics-inc.co.jp

今後は、継続研鑽（CPD）の単位認定に関する事務的な問合せは上記へお願いします。

4. 資格更新手続き

資格更新のためには、「登録資格更新申込書」を事務代行業者 ICS まで提出してください。

①更新申込書

事前に既に所定の CPD 単位数に達したことが事務局側で確認できた登録者には、あらかじめ事務局よりこの「登録資格更新申込書」をお送りします。従前の資格の期限が切れる 1ヶ月前（2 月末日）までにこの「登録資格更新申込書」により申込をしてください。

所定の CPD 単位の確認が 2 月末日以降となった登録者については、3 月末日時点（有効期限満了日）までに取得できた CPD 単位を事務局で集計し、4 月上旬に所定単位数に達したことをお知らせすると共に、この「登録資格更新申込書」をお送りします。4 月 30 日までにこの「登録資格更新申込書」により申込をしてください。

更新前の CPD 単位の詳細は、更新されますと WEB システム上ではご自身で確認する事ができなくなりますのでご留意下さい。なお、「CPD 単位取得明細」の紛失等で過去データについて確認したい場合は、ICS までお問い合わせ下さい。

具体的に、所定の CPD 単位数に達したことが事務局より確認されるタイミングに応じて、更新申込、登録日、登録証などがお手元に届く時期をまとめると以下のようになります。

例：3 月 31 日に従前の資格登録期限が切れる場合：

所定 CPD 単位数に達したことが事務局より確認される日	事務局より「更新申込書」の送付	更新申込（郵送消印日）	登録証など送付時期	更新資格登録日
2 月末日以前	2 月末日迄随時	2 月末日迄	3 月末	4 月 1 日
3 月 1 日～3 月 31 日	4 月上旬	4 月末日(期限)	6 月初頭	4 月 1 日

※平成 23 年 7 月の制度改定について

上記の更新期限を過ぎてしまいますと、従前の登録資格の有効期限満了日にその登録資格は停止されてしまいます。しかし従前の登録資格を停止されてしまった後でも、不足していた CPD を継続し、必要な CPD 単位数に達すれば、その時点で更新手続きを申し出ることによって、再び登録が認められた日から 4 年を超えない最後の 3 月 31 日まで有効な資格を取得することができることになりました。

ただしこの場合、従前資格を停止されてから再度資格を取得するまでは登録資格は停止中ですので、「登録資格者」として業務を行うことはできません。また、この方法で停止されていた資格を再度取得できるのは、停止後 4 年以内とします。4 年以上経った後に再度資格を取得するには、改めて資格試験を受験していただかなければなりませんのでご注意ください。

②更新手数料

TOP の場合、更新手数料は一般 15,428 円（税抜価格 14,286 円）、学生 7,200 円（税抜価格 6,667 円）です。

TOE の場合、更新手数料は 20,571 円（税抜価格 19,048 円）です。

郵便振替または銀行振込をお願いします（振込み手数料はご負担下さい）。

- ・郵便振替 口座番号 00150-1-616803 加入者名 ICS コンベンションデザイン資格制度係
- ・銀行振込 振込先 三菱東京UFJ 銀行 新丸の内支店 (普) 3122298 口座名義 交通工学研究会資格制度係

「登録資格更新申込書」と共に、ICS より更新手数料の支払い方法についてご案内いたしますので、これにしたがって支払いをお願いします。

審査の結果、登録の更新が不承認の場合は、その理由を付して当該申請者に通知するとともに、更新手数料から返金必要実費を差し引いた額を返却します。

「更新申込書」の提出が3月1日以降となった場合、更新後の新登録証がお手元に届くのは6月初旬となる予定です。更新登録日は4月1日まで遡ります。

なお、4月1日以降お手元に更新後の新登録証が届くまでの間に、業務やその他の理由により「TOP (または) TOE」の登録資格保持者であることを証明する必要がある場合には、資格事務代行業者 ICS までご相談ください。

5. 更新に関わる特例措置について

「交通工学研究会認定 TOP 及び交通工学研究会認定 TOE 登録規則」第 11 条第 4 項には、「資格委員会が認める特別の事由」がある場合においては、4月30日の期限を過ぎて登録の更新を申し込むことができる」とされています。

<参考>

「交通工学研究会認定 TOP 及び交通工学研究会認定 TOE 登録規則」(平成 23 年 7 月 1 日改定)

(登録の更新の申込み)

第 11 条 規程第 12 条第 2 項に定める登録の更新を希望する者は、所定の期間に取得した継続研鑽単位を記載した「資格更新申込書」を会長に提出しなければならない。

2. 登録の有効期間満了日までに登録の更新の申込みを行った者は、従前の登録から連続して登録の更新を受けることができる。

3. 前項による更新を行わなかったために第 14 条第 1 項第 2 号により登録簿から抹消された者が登録を更新しようとする場合は、従前の登録の有効期間満了日の 4 年後の 3 月 31 日までの期間に限り、登録の更新の申込みを行うことができる。

4. 特別の事由により期限を過ぎて登録の更新を申込み場合には第 2 項及び第 3 項の限りではない。資格委員会が認める特別の事由については別途定める。

ここでいう「資格委員会が認める特別の事由」とは、事故または病気、海外出張あるいは駐在、その他災害などの特別の事情により登録更新期限を過ぎてしまった場合とします。

なおいずれの場合も、虚偽や不正の事実に基づいていたことが判明した場合には、直ちに登録が抹消されることとなりますので、十分に注意してください。

6. 登録資格更新に関するFAQ

Q 1 : 私は平成 24 年 3 月 31 日に TOP の登録資格有効期限が切れますが、既に平成 23 年 11 月の現時点で更新に必要な 150 単位以上を取得しています。今から来年の 3 月までまだ 4 ヶ月ありますので、3 月までに頑張って、250 単位取得を目指しています。もしも 250 単位取得した場合、必要な 150 単位を超えた部分の 100 単位分を、更新後の平成 24 年 4 月から有効な資格をさらに次に更新するために活用することはできますか？

A 1 : できません。

継続研鑽単位(CPD)とは、登録資格者が、その知識や能力を研鑽により維持し、さらに高める継続的な努力を評価するものです。更新に必要な単位数は、あくまでも有効期限を更新するために必要な最低限の単位数を示しているに過ぎません。

資格更新のために必要な CPD 単位は、従前の資格が有効な期間に行われた継続研鑽活動に対してのみ計算されます。

Q 2 : 私は、平成 25 年 3 月 31 日に TOP の登録資格有効期限が切れますが、既に平成 22 年 8 月の時点で更新に必要な 150 単位に達しました。しかしまだ事務局からなにも資格更新に関する問合せがありません。どうなっているのでしょうか？

A 2 : この場合、今直ぐに更新することはできません。上位資格を受験して新たに上位資格を取得した場合、および届出書により廃止を申し出ない限り、平成 25 年 3 月 31 日までこの資格は有効です。それ以降に資格を更新するためには、事前に事務代行業者 ICS より資格更新に関するご案内をします。その案内に従って更新の手続きをしてください。

なお、150 単位に達したとしても、まだ平成 25 年 3 月末までには 2 年以上ありますので、引き続き継続的に技術力のさらなる向上や広い範囲の深い知識を獲得できるよう、研鑽を続けていただきますようお願いいたします。

Q 3 : 私は、平成 24 年 3 月 31 日で TOP の登録資格有効期限が切れますが、CPD 単位はほとんど申請できていません。このままでは 150 単位は不可能だと思いますので、来年の TOP 試験を再び受けようと思っています。再受験の場合には何か優遇制度はありますか？

A 3 : 再受験に対する優遇制度は特にありません。

ただ、CPD 単位が不足しているということですが、申請漏れは本当にありませんか？

たとえば、資格を登録して以降に道路交通技術に関わる業務に携わっているようであれば、「D01. 業務経験」として、1 年間当たり 20 単位まで、4 年間で最大 80 単位まで申請できます。また、少しでも業務に役立つような書籍を読んだり OJT 指導を受けたりしていれば「E01. 自己学習および OJT」として、1 年間当たり 10 単位まで、4 年間で最大 40 単位まで申請できます。あるいは、技術者倫理などの道路交通技術以外の内容でも、社内の研修などに参加していれば「E02. 道路交通技術以外の各種研修」として、やはり 1 年間当たり 10 単位まで、4 年間で最大 40 単位まで申請できます。

これらの申請は、後からでも申請できます。つまり、たとえば平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月までの 1 年間に関する「D01」「E01」「E02」の内容について、平成 24 年 3 月までに申請すれば、有効期限までの登録資格者としての CPD 単位として認められます。もう一度、過去の業務記録や自分で読んだ本などを思い出してみても申請してみましよう。一度取得した資格を、再度受験しなおして取得するのは、効率的とは言えませんので、是非、継続的に更新してください。

Q 4 : 3月31日までに行った研鑽をきちんと CPD 単位として申請していれば TOP の更新に必要な 150 単位には達していたのですが、この時期は年度末で業務が忙しく、登録資格有効期限満了日の 3 月 31 日を過ぎてしまいました。4 月 1 日以降であっても、後から 3 月 31 日までの CPD 単位を申請して認められれば、資格の継続はできますか？

A 4 : その年の 3 月 31 日で登録資格有効期限が切れる登録者は、有効期限満了日の 3 月 31 日までに必要な CPD 単位を申請してください。CPD 申請の手間をできるだけ簡略化するため、WEB 上でいつでもどこでも申請できるシステムを構築していますので、是非活用してください。万一、本当は更新に必要な 150 単位を満たしていたはずなのに、これを怠って申請が間に合わなかった場合には、原則としてその登録者の登録資格は 3 月 31 日で期限が切れ、4 月 1 日以降は資格が停止されます。

ただし、事故や病気、海外出張や駐在、その他災害など特別な事情により、やむを得ず申請が間に合わなかった場合については、特例措置によって（登録資格の停止期間がない）更新が認められる場合があります。詳しくは、事務代行業者 ICS までお問い合わせ下さい。

また、平成 23 年 7 月の制度改定によって、従前の登録資格が停止されてしまった後でも、必要な CPD 単位を申請して更新手続きを申し出れば、再び登録が認められた日から 4 年を超えない最後の 3 月 31 日まで有効な資格を取得することができることになりました。

ただしこの場合、従前資格が停止され 3 月 31 日から資格更新が認められるまでは登録資格は停止中ですので、「登録資格者」として業務を行うことはできません。また、この方法で停止していた資格を再度取得できるのは、資格停止後 4 年以内とします。4 年以上経った後に再度資格を取得するには、改めて資格試験を受験していただかなければなりませんのでご注意ください。

Q 5 : 事務局より「登録資格更新申請書」を受け取って、申請期限の 4 月 30 日迄に更新の申請手続きをするつもりだったのですが、4 月に入ってから体調を壊し、社会復帰できたのは 6 月になってしまいました。もう資格の有効期限は切れているので、資格が必要な場合は試験を受験しないといけないでしょうか？

A 5 : 病気など特別な事由がある場合については、期限を過ぎてしまっても（登録資格の停止期間がない）更新が認められる場合がありますので、事務代行業者 ICS までお問い合わせ下さい。

Q 6 : 登録資格有効期限の 3 月 31 日までの CPD 単位は更新に必要な所定の単位数に満たなかったのですが、その後も必死に努力をして 5 月中には所定単位数に達することができました。これを申請すれば、遅れて資格を更新できますか？

A 6 : 以前は、このケースでは原則として資格を後からは更新できませんでした。ただし、遅れた理由が特別な事由によるものと認定されれば特例措置が認められる場合があります。しかし、平成 23 年 7 月の制度改定によって、このケースのように 3 月 31 日に従前の登録資格が停止されてしまっても、その後、不足していた CPD を継続し、必要な CPD 単位に達すれば、その時点で更新手続きを申し出ることによって、再び登録が認められた日から 4 年を超えない最後の 3 月 31 日まで有効な資格を取得することができることになりました。

ただしこの場合、従前資格が停止されてから再度資格を取得するまでは登録資格は停止中ですので、「登録資格者」として業務を行うことはできません。また、この方法で停止していた資格を再度取得できるのは、資格停止後 4 年以内とします。4 年以上経った後に再度資格を取得するには、改めて資格試験を受験していただかなければなりませんのでご注意ください。

Q 7 : 登録資格有効期限の3月31日までにCPD単位が足らずに、資格を失ってしまいました。ところが、後から有効期間中に継続研鑽として認められるような講習会に参加していたことや、自己学習などをしていたことを見落としていたことに気がつきました。これからCPD単位の申請をすれば、資格の更新をすることができますか？

A 7 : この場合も**Q 6と同様に、以前は原則として資格を後からは更新できませんでした**。しかし、平成23年7月の制度改定によって、このケースのように3月31日に従前の登録資格が停止されてしまっても、その後必要なCPD単位を申請して更新手続きを申し出れば、再び登録が認められた日から4年を超えない最後の3月31日まで有効な資格を取得することができることになりました。

ただしこの場合、3月31日に従前資格が停止されてから再度資格を取得するまでは登録資格は停止中ですので、「登録資格者」として業務を行うことはできませんのでご注意ください。

7. 連絡先・問合せ先

資格更新書類の提出先および資格制度事務業務に関する問合せ先

株式会社 ICS コンベンションデザイン 第5事業部 資格制度係

〒101-8449 東京都千代田区猿楽町 1-5-18 (千代田ビル)

TEL 03-3219-3609

FAX 03-3219-3577

Email jjstc@ics-inc.co.jp

その他の問合せ先

一般社団法人 交通工学研究会 資格制度事務局

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-23 (錦町MKビル5階)

TEL 03-6410-8717・050-5507-7153

FAX 03-6410-8718

E-mail toptoe08@jste.or.jp

URL <http://www.jste.or.jp>

以 上

[参考] 登録資格更新申込書

※これは事務局より所定の CPD 単位に達した登録者へ送付されます。万一、紛失された場合には事務代行業者 ICS コンベンションデザインまでご相談下さい。

提出日
 (yyyy/mm/dd)

登録資格更新申込書

氏 名: 印

登録番号:

CPD 単位: 単 位

※このCPD単位数は送付時点で資格委員会により認定された単位数です。
申請単位数とは異なる場合がありますが、ご了承下さい。

※振替証明は、裏面に貼付して下さい。

※下記の項目に変更・追加がある場合は、訂正・追加してお申し込みください。

氏 名	交通工学太郎	フリガナ	コウツウコウガクタルウ
会員種別	正会員・学生会員・非会員	会員番号	
現住所	〒101-0054 東京都 千代田区神田錦町 3-2-3 錦町MKビル5階		
自宅TEL	TEL 03-6410-8717	本籍地	東京都
所属する勤務先・組織等	名 称	一般社団法人 交通工学研究会	フリガナ イッパンシャダンホウジンコウツウコウガクケンキユウカイ
	支社・事業所等		
	所在地	〒101-0054 東京都 千代田区神田錦町 3-2-3 錦町MKビル5階	
	TEL	TEL 050-5507-7153	勤務先等の種別
メールアドレス	tarou@jste.or.jp	メールアドレス 予備	
連絡先	自宅		

事務局使用欄

申請No.	受付年月日	確認者	処理済